

## デジタル簡易無線登録局の82ch増波に関する手続きのアドバイス

2023年の351MHz帯DCRチャンネル拡大に関連して、弊社の従来型3R 30ch機で登録状を取得されている場合、82ch対応機を導入される際に下記のような手続きが必要になります。

必要書類はこの総務省HPの書類ダウンロードの「種類」欄の番号でご案内しています。  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/dempa/degital-cr.html>

いずれも新規登録申請と再登録（更新・延長）は有料ですが、開設届、廃局届、変更届は無料です。

### 【ご注意】

- ・ここに記載の書類の他にも封筒や収入印紙など必要なものがあります。手続き前に、必ず製品に同梱の見本か上記総務省HPの説明をよくお読みください。
- ・上空3Sと地上海上の3Rをまとめて登録されているときは周波数範囲の書き方が変わります。お使いの上空用登録局のメーカーの説明をご参照ください。

### ・新しい周波数範囲：

「351.03125～351.1MHzまでの6.25KHz間隔の12波5W  
351.2～351.63125MHzまでの6.25KHz間隔の70波5W」

### ・従来の周波数範囲：

「351.2～351.38125MHzまでの6.25KHz間隔の30波5W」

※DJ-DP10だけをお使いの時は5Wの代わりに1Wと記入します。

### 【今回初めて82chのデジタル簡易無線登録局を使う】

82ch対応機種の製品に同梱されている手続き説明書と申請用紙を使って手続きします。

### 【従来の30ch機だけを使い続ける】

\*手持ちの登録済の30ch機種だけを使い続けるだけであれば、個別・包括申請共、何も手続きする必要はありません。

\*登録状の有効期間が満了になったら、従来の書き方で再登録します。広がった周波数は書きません。個別・包括のそれぞれの(2)再登録申請（無線局再登録申請書）をご参照ください。

### 【個別申請】

いずれも個別申請で 30ch の 3R 登録局を開設していて、まだ登録状が有効な場合です。

**例 1 : 82ch 機を 1 台新しく買って、使用中の物は他人に譲る、廃棄する。**

#### 古いほうを廃止、新しいほうを新規登録

- ・新しい無線機を使う時点で、新しい周波数範囲で個別の (1) 登録申請
- ・従来機を譲渡する時点で、個別の (7) 廃止届
- ・譲渡先の方も同じ書類 (1) で新規登録するが、従来の 30ch の周波数範囲を記載

#### 【廃止届に関する注意】

廃止手続きをしないと従来の無線機の登録を受け付けてもらえませんが、早くしすぎると新機種への登録が済むまでの間、不法運用になる恐れがあります。タイミングにご注意ください。廃棄するときも手続きは同じです。

**例 2 : 82CH 機を 1 台買い増しして、30ch 機と合わせて 2 台で使う。**

#### \* 方法 1 : 包括登録に切り替える

古いほうの個別登録を廃止、新しい方と合わせて 2 台で新たに包括登録。

- ・古いほうを個別の (7) 登録廃止届
- ・82CH の周波数範囲で包括の (1) 登録申請
- ・登録状が来たら 2 台まとめて包括の (2) 開設届

※上記例 1 の「廃止届に関する注意」を参考に、廃止と新規登録申請のタイミングに配慮してください。

#### \* 方法 2 : 個別で別々に 2 局を登録する

新規分だけを新しい周波数範囲で個別の (1) 登録申請、古いほうは何もしない。

※イニシャルの手間は少ないですが、登録状更新時のコストが割高になり、登録状の管理も 2 局分になるのでお勧めしません。

### 【包括申請】

いずれも包括申請で 30ch の 3R 登録局を開設していて、まだ登録状が有効な場合です。

**例 1 : 一度に買い替えられないが、今の登録状が失効しないうちから少しずつ 82ch 機に機種変更する予定。**

- ・任意の時点で包括の (5) 変更申請で登録状の周波数範囲を新しいものに変更、新しい登録状が来たら買い増し開始。

・ 買い増すたびに (2) 開設届。

・ 使わなくなったものは開設届と同じタイミングで包括の (7) 廃止届。

※添付の (5) 変更申請の例を参照ください。弊社が実際に受理された変更申請書をベースにしています。

**例 2 : 混信で困っていたのでこの機会に全数を機種変更する。**

・ 新しい周波数で包括の (1) 登録申請

・ 登録状が来たら新しい無線機の各種番号を記載して (2) 開設届

・ 30ch 機を包括の (7) 登録廃止届

**【廃止届に関する注意】**

廃止手続きを早くしすぎると新機種の登録が済むまで不法運用になる恐れがあります。遅すぎると廃止分の電波利用料を請求される恐れもあります。新機種の開設届と従来機種の廃止届は同時期に出すことをお勧めします。

**【重要】**

無線機メーカーはお客様に手続きのアドバイスをすることはできても、無線機の登録手続きに関する権限は一切持っていません。ご不明な点は、書類を提出する前に管轄の総合通信局の簡易無線窓口にご相談ください。問い合わせ先は製品に同梱の書類に記載しています。

・ 登録状に関する事：登録状に記載する住所を管轄する総合通信局

・ 開設届に関する事：開設届は実際に無線機を使用する場所（常置場所）として記載する住所を管轄する総合通信局に提出するので、そちらにお尋ねになることをお勧めします。

アルインコ株式会社電子事業部

参考 : 包括の変更登録申請書(5)の記入例

今まで陸上海上移動で登録していた30ch機の登録状を82ch機対応に変更する時の書き方見本です。上空移動、上空用ch機の変更は書き方が異なります。

赤文字部分は記入必須

青文字部分は必要に応じて記載

署名捺印は不要になりました。

登録局変更登録申請書

令和▲年 X月 ○日

近畿総合通信局長 殿

(または沖縄総合通信事務所長 殿)

電波法第 27 条の 33 第 2 項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請(届出)者

住 所	都道府県—市区町村コード [ ] 〒 (999-9999) 大阪府大阪市大阪区大阪 1-2-3 アルインコビル
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ アルインコカブシキガイシャ アルインコ株式会社 代表取締役 アルインコ太郎
法人番号	99999999999999

代理人

住 所	都道府県—市区町村コード [ ] 〒 ( ) 代理人が提出する場合のみ記入してください。 (併せて委任状の提出が必要です。)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 代理人が提出する場合のみ記入してください。 (併せて委任状の提出が必要です。)

## 2 登録局の変更登録に関する事項

① 登録の番号	近括K第 999999 号
② 変更の具体的内容及び理由	<p>・運用チャンネルの追加を希望するため</p> <p>(旧) 周波数 351.2～351.38125MHz 6.25khz 間隔の 30 波 5W</p> <p>(新) 周波数 351.03125～351.1MHz 6.25khz 間隔の 12 波 5W 351.2～351.63125MHz 6.25khz 間隔の 70 波 5W</p> <p>*上空 CH を登録したとき、上空移動を追加するときは別の書き方になります。上空 CH の無線機のメーカーの書き方見本を参照してください。</p>

## 3 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ アルインコカブシキガイシャ ソウムブ キザイカンリカ ムセンキタントウシャ アルインコ株式会社 総務部 機材管理課 無線機担当者 または代理人氏名。以下の電話とメールアドレスもそれに整合
電話番号	06-9999-9999
電子メールアドレス	kizaikanri@alinco.jp